

災害時における応急活動の協力に関する協定書

紀の川市（以下「甲」という。）と（社）日本アマチュア無線連盟 和歌山県支部 支部長 廣井 五十二（以下「乙」という。）は大規模災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は「甲」の行政区及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の会員（以下「会員」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（ボランティア活動）

第3条 この協定に基づき行う会員の活動は自己の郷土愛に基づくボランティア活動とする。

（要請）

第4条 甲は、災害が発生し甲の防災行政無線等その他の手段による通信連絡が困難な場合で災害情報の収集・伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

（要請手続）

第5条 この協定に基づく要請手続は、危機管理消防課長が担当する。

2 前項の要請手続は、口頭、電話、アマチュア無線等をもって行い、事後において文書を提出するものとする。

（情報収集内容）

第6条 乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

- (1) 被害発生 の場所及びその状況
- (2) 火災、建物倒壊等による被害者の発生状況及び救護状況
- (3) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (4) 住民の避難状況
- (5) ライフラインの被害状況及び応急対策の状況
- (6) 医療機関の開設状況
- (7) その他必要と認められる事項

(費用)

第7条 情報収集にかかる費用は、無償とする。

(ボランティア活動保険等)

第8条 甲が乙に協力を要請した場合は、乙は甲の負担でボランティア活動保険に加入するものとする。

(名簿の提出)

第9条 乙の長は、毎年1回その会員の名簿を甲に提出するものとする。

(便宜供与)

第10条 甲は、第4条に定める協力を要請した場合において、乙又は会員から情報連絡用に設置するアマチュア無線局の設置について協力を求められたときはこれに協力することができる。

(訓練の参加)

第11条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加することができる。

(協定期間)

第12条 この協定は、平成20年6月10日から平成21年3月31日までとする。
2 前項の協定期間は、甲、乙から何らかの意思表示のないときは、協定期間は更に1年間更新されるものし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本証2通を作成し、甲、乙押印の上各その1通を保有する。

平成20年6月10日

甲) 紀の川市西大井338番地
紀の川市長 中村 慎 司

乙) 和歌山市西浜1009-8
社団法人 日本アマチュア無線連盟和歌山県支部
支部長 廣井 五十二